

指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（捕獲事業）公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務（捕獲事業）

(2) 事業の目的

本県では、ニホンジカ（以下「シカ」という。）による農林業被害や自然植生被害が深刻化しており、その対策として市町村による有害捕獲や狩猟期の捕獲等の対策を実施し、近年のシカ捕獲頭数は概ね2万頭前後で推移しているものの、県内のシカの生息頭数は適正頭数に対して依然として高い状況にある。

このため、シカの第二種特定鳥獣管理計画において、個体数管理のために指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することとしており、本県では事業実施計画に基づき、シカによる自然植生被害が深刻化等している高標高域の国有林内鳥獣保護区等の捕獲困難地域で、集中的なシカ捕獲を実施し、シカの生息密度を低下させることにより、自然植生の被害軽減及び早期回復等を図る。

(3) 事業内容

香美区域（甫喜ヶ峰鳥獣保護区（県有林）及び幡多区域（八面山鳥獣保護区（国有林）及び隣接する黒尊山国有林10林班：四万十市西土佐）で、わな猟（主にくくりわな）によるシカ捕獲を行う。なお、詳細については、県が別途公開している「高知県（幡多区域、香美区域、石鎚山系）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）」のうち、香美区域及び幡多区域でのシカ捕獲事業とする。ただし6（1）②についてはイ、ウ、エ、オを対象とする。

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

2 見積限度額

9,697千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）

と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整った時には、随意契約の手続きに進むこととする。5日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなる。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たす者であること。）
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により都道府県知事の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者又は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第13条の6に該当する者であること。

6 説明会

説明会は開催しない。

7 質疑と回答

質疑は、令和8年8月7日（金）までに様式1により持参、又はFAX、電子メールで受け付けます。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容はホームページに掲載する。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加したい事業者は、参加申込書（様式2）に資格要件の確認書類を添えて申込みをすること。申込みに当たって提出する書類は次表のとおり。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式番号	提出書類の名称	規格	提出部数
2	参加申込書	A4縦	1部
	参加申込書（様式2）の 注1、2に定めるもの	A4縦	各1部

(1) 参加申込書

①提出方法

持参、又は電子メール

②提出期限

令和8年8月12日(水) 17時(必着)

※電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。

③提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室

TEL 088-823-9039

E-mail 080601@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県中山間地域対策課鳥獣対策室で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認し、申込者の資格要件の確認の後、確認結果を令和8年8月14日(金)までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務(捕獲事業)公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成すること。

10 審査

別途定める「指定管理鳥獣捕獲等事業委託業務(捕獲事業)公募型プロポーザル審査要領」に基づき実施する。

11 審査結果

審査結果は、令和8年8月24日(月)までに、全ての参加者に電子メールにより通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

高知県情報公開制度

[\[https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html\]](https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html)

12 日程

令和8年8月4日（火）募集開始

令和8年8月7日（金）質疑受付〆切

令和8年8月12日（水）参加申込及び資格確認書類提出〆切（17時必着）

令和8年8月18日（火）企画提案書の提出〆切（17時必着）

令和8年8月21日（金）審査委員会

令和8年8月24日（月）審査結果通知

13 提出書類の取扱い

（1）提出された書類は返却しない。

（2）提出された書類は、県庁内及び審査委員会での使用に限り複写する。

（3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式7により提出すること。

開示・非開示の判断は様式7に基づき行うものではなく、様式7を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

（4）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

14 問い合わせ先

高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室 担当者 西・山崎

TEL 088-823-9039 FAX 088-823-9258

E-mail 080601@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

（1）提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合

（2）審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合

（3）県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

（4）審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合

（5）プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

（6）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

（1）参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

（2）企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。